**異議申し立てフォーム**

**DS 1821**（改訂版March 2023）

**異議申し立ての方法**

* DDSのウェブサイト（<https://bit.ly/DDSAppealForm>）から電子的に提出する
* 添付のフォームをEメールにてAppealRequest@dds.ca.govまで送信する
* 添付のフォームを「1215 O Street MS 8-20, Sacramento, CA 95814」まで郵送する
* 添付のフォームをFAX（916-654-3641）にて送信する

異議申し立ては期限内に行う必要があります。期限には2つのパターンがあります。

* 異議申し立て中に現行のサービスを継続して受けたい場合：
	+ 異議申し立ては、NOAを受け取ってから30日以内、かつ措置が施行される前に、DDSにより受領される必要があります（消印有効）。
	+ 異議申し立て中に現行のサービスを維持することを支援支給保留といいます。
* 上記以外の場合：NOAを受け取ってから31日～60日以内に異議申し立てを提出した場合、手続き中に地域センターによる決定が下されます。異議申し立ては、NOAまたは誠意書（Good Faith Belief Letter）を受け取ってから60日以内に、DDSにより受領される必要があります（消印有効）。

**お問い合わせ先**

異議申し立てを行う上で、支援を受けることができます。相談先：

* サービスコーディネーターや他の地域センターの職員に尋ねる
* クライアントの権利アドボケイト（Client's Rights Advocate：CRA）：
	+ - (800) 390-7032（北カリフォルニア）
		- (866) 833-6712（南カリフォルニア）
		- 地域センターのクライアントの権利アドボケイト： <https://www.disabilityrightsca.org/what-we-do/programs/office-of-clients-rights-advocacy-ocra/ocra-staff-links>
* 苦情調査官事務局（The [Ombudsperson](https://www.dds.ca.gov/initiatives/office-of-the-ombudsperson/) Office）電話：(877) 658-9731またはombudsperson@dds.ca.gov。自己決定プログラム（Self-Determination Program）に参加されている方は、sdp.ombudsperson@dds.ca.govまでEメールでお問い合わせください。
* また、ファミリーリソースセンター（Family Resource Centerから支援を受けることもできます。<https://frcnca.org/get-connected/>。
* 地域センターでは、可能な限り、地域の保護者支援グループやコミュニティベースの組織をお探しします。
* ポータービル発達障害センター（Porterville Developmental Center）、キャニオンスプリングス（Canyon Springs）、またはスターホーム（STAR Home）にお住まいの方は、州発達障害者協議会（State Council on Developmental Disabilities）から支援を受けることもできます。
	+ - キャニオンスプリングス、Desert STAR、South STAR (760) 770-0651
		- ポータービル、Central STAR (559) 782-2431
		- 本営(408) 834-2458
		- <https://scdd.ca.gov/clientsrightsadvocates/>

|  |  |
| --- | --- |
| **「異議申し立て情報パケット」には、QRコードまたはリンクからアクセスできます。異議申し立ての手続きに関する詳細が記載されています。** | **QR Code**<https://bit.ly/AppealsHome>  |

**異議申し立ての対象者： \***必須項目

**\***名： **\***氏： **\***生年月日： クライアント固有識別子（UCI）（該当する場合）:

**\***市区町村以下の住所 部屋番号：

**\***市区町村： **\***郵便番号：

**\*連絡先は1つ以上提供する必要があります。**

電話番号1： 電話番号2： Eメールアドレス：

項目を選択 項目を選択

携帯電話の場合、テキストメッセージの受信を希望しますか？ [ ]  いいえ [ ]  はい（データ通信料が発生する場合があります）

**\***異議申し立ての対象となる地域センターを教えてください。項目を選択

**\***通訳は必要ですか？ [ ]  はい [ ]  いいえ

**\***希望する言語を教えてください。項目を選択

**\***異議申し立て手続きには3つの形式があります。複数の形式を利用することもできます。1つの形式を利用して意見の不一致が解決されない場合、他の形式を利用することもできます。**以下、利用したい形式を選択してください。注：**ビデオを選択した場合は、Eメールアドレスの入力が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  **非公式な面談** | 地域センター長、または地域センターで選ばれた職員と面会する。あなたと地域センターは、異議申し立ての解決に努めます。 |
|  | **希望する非公式な面談の方法：**[ ]  対面、[ ]  ビデオ、[ ]  電話 |
| [ ]  **調停** | あなたと地域センターが調停委員を交えて面談します。調停委員は、中立な立場の職員です。調停委員は、あなたと地域センターが、異議申し立てを解決するのを助けます。 |
|  | **希望する調停の方法：**[ ]  対面、[ ]  ビデオ、[ ]  電話 |
| [ ]  **審議** | 審議は、審議官を交えて行われます。審議官は、あなたや地域センターから情報を集めます。審議官は、あなたの事情を聞き出します。審議官は、公正かつ非公式な審議を行います。その後、審議官は、異議申し立てについて決定を下します。 |
|  | **希望する審議の方法：**[ ]  対面、[ ]  ビデオ、[ ]  電話 |

**\***異議申し立ての対象となる地域センターから書類を受け取りましたか？

「はい」の場合、項目を選択

通知書（Notice of Action：NOA）を受け取った場合、それはいつですか？Click or tap to enter a date.

現行のサービスの継続を希望しますか？これを「支援支給保留」といいます。

[ ]  はい [ ]  いいえ

**\***地域センターの措置案（該当するものすべてにチェック）：

[ ]  資格の付与のお断り

[ ]  資格の取り消し

[ ]  サービス提供のお断り

[ ]  サービス内容の縮小

[ ]  サービスの終了

措置案の発効日（案）はいつですか？Click or tap to enter a date.

**\*異議申し立ての理由：**

申請者名（本人でない場合）

名： 氏： 対象者との関係

 項目を選択

市区町村以下の住所： 部屋番号：

市区町村： 郵便番号：

電話番号1： 電話番号2： Eメールアドレス：

項目を選択 項目を選択

携帯電話の場合、テキストメッセージの受信を希望しますか？[ ] いいえ[ ] はい（データ通信料が発生する場合があります）

申請者の署名： 日付：

 Click or tap to enter a date.

**上記の空欄に署名と日付を記入してください。手書きまたは電子的に署名することができます。氏名を入力することで、このフォームに電子的に署名したものとみなされます。**

代理人

**代理人がいる場合のみ、このセクションに記入してください。**

**この異議申し立ての対象者は、代理人として、以下の者を承認します。**

名： 氏： 対象者との関係

 項目を選択

市区町村以下の住所： 部屋番号：

市区町村： 郵便番号：

電話番号1： 電話番号2： Eメールアドレス：

項目を選択 項目を選択

携帯電話の場合、テキストメッセージの受信を希望しますか？[ ] いいえ[ ] はい（データ通信料が発生する場合があります）

対象者の署名： 日付：

Click or tap to enter a date.

**上記の空欄に署名と日付を記入してください。手書きまたは電子的に署名することができます。氏名を入力することで、このフォームに電子的に署名したものとみなされます。**

不都合な日時

90日以内で都合がつかない日時を記入し、その日時に非公式な面談、調停、審議が予定されないようにすることができます。

**\***この異議申し立ての提出者または代理人の署名： **\***日付：

 Click or tap to enter a date.

上記の空欄に署名と日付を記入してください。手書きまたは電子的に署名することができます。氏名を入力することで、このフォームに電子的に署名したものとみなされます。

**異議申し立て手続きにおけるあなたの権利に関する情報は、NOAに同封されます。また、以下でも確認することができます。**<https://www.dds.ca.gov/wp-content/uploads/2023/03/Appeal-Rights-March-2023-Japanese.pdf>